

特定施設入居者生活介護  
介護予防特定施設入居者生活介護  
重 要 事 項 説 明 書

津山市立 養護老人ホーム ときわ園

津山市立 養護老人ホーム ときわ園  
「特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護」  
重要事項説明書

当施設へ入所された方のうち、「特定施設入居者生活介護」または「介護予防特定施設入居者生活介護」の利用契約を締結された方（以下、「利用者」という。）を対象として介護サービスまたは予防介護サービス等（以下、「介護サービス等」という。）を提供しますが、その施設の概要、提供するサービスの内容、契約上の留意事項等を次のとおりご説明いたします。

◇ 特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護の利用入所は、介護保険の「要支援」又は「要介護」の認定を受けた方が対象となります。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 江原恵明会
所在地	津山市津山口 306番地
代表者氏名	江原 秀国
電話番号	(0868) 23-5355
設立年月日	昭和42年11月13日

2. ご利用施設

施設の種類	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
施設の名称	津山市立 養護老人ホーム ときわ園
所在地	津山市井口100-1
施設長名	高山 卓也
電話番号	(0868) 22-4973
開設年月日	昭和29年11月5日
入所定員	80人

3. 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

利用者が、特定施設サービス計画または予防介護サービス計画に基づき、利用者が抱えている問題点や自立支援のための課題を把握し、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等を行うとともに、機能訓練、健康管理及び療養上の介助等により、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように援助することを目的とします。

## (2) 施設の運営方針

利用者にとって必要な介護サービス等を利用者の希望を十分勘案して提供し、一日の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容等のお世話を適切に行い、日常生活の自立のための援助を心がけることを基本とする。又、個人のプライバシー保護に万全を期します。

## 4. 施設の概要

### (1) 構造等

敷地面積		6,856.58㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造り2階建
	延べ床面積	3,946.61㎡

### (2) 主な設備等

当施設では、次のような居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1人部屋）	80室	11.31～13.03㎡
共同生活室	8室	78.16～81.97㎡
食 堂	1室	168.17㎡
集 会 室	1室	119.78㎡
大 浴 室	1室	27.09㎡
小 浴 室	1室	11.04㎡
特 別 浴 室	1室	(特殊浴槽) 24.66㎡

## 5. 職員の配置状況等

当施設では、利用者に対して介護サービス等を提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

職 種	人数	常 勤(人)		非常勤(人)		備 考
		専従	兼務	専従	兼務	
① 施設長	1名	1				
② 生活相談員	1名		1			
③ 計画作成担当者	1名		13			
④ 介護職員	9名	8		1		
⑤ 看護職員	2名	1	1			
⑥ 機能訓練指導員	1名		1			
⑦ 医師	2名			2		
⑧ 栄養士	1名	1				

## 6. 主な職種の業務内容、勤務体制

職種	業務内容	勤務体制
① 医師	利用者の健康管理、及び療養上の指導・相談を行います	毎週1回
② 生活相談員	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	常勤で勤務
③ 計画作成担当者	利用者の自立支援の目的に沿った、特定施設サービス計画を策定します。	常勤で勤務
③ 介護職員	利用者の日常生活上の介護支援を行います。	常勤で勤務
④ 看護職員	利用者の健康管理や療養上のお世話をを行います。	常勤で勤務
⑤ 機能訓練指導員	利用者の機能訓練を担当します。	常勤で勤務
⑥ 栄養士	利用者の食事全般について、栄養バランスを考えます。	常勤で勤務

◇勤務時間は、職種により次の時間帯を交代勤務する方式となっています。

- \* 早番 7:00～16:00 \* 夜勤 0:00～9:00 \* 日勤 8:30～17:30
- \* 遅番 9:30～18:30 \* 準夜勤 15:00～24:00

## 7. 当施設の利用料金

当施設の1ヵ月あたりの利用料金は、原則として次の通りとなります。

お支払いは、指定金融機関口座からの自動引き落としとなります。

### (1) 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して次のような2通りのサービスを提供します。

- |                            |
|----------------------------|
| ア、利用料金が、介護保険から給付されるサービス    |
| イ、利用料金を、利用者に全額負担していただくサービス |

ア、のサービスの概要

種 類	内 容
食 事	利用者の状況に応じて、適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	入浴又は清拭を週2回は行います。一般浴槽、特殊浴槽をご用意し、用途に応じた入浴が可能です。
排 泄	排泄の自立を促すために、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。
健康管理	医師や看護職員が健康管理に万全を期します。
その他 自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容等について援助します。</li> </ul>

《サービス利用料金》

- ◇ 1日当たりの利用料金は、別表『料金表』のとおりです。  
利用者の要介護度または要支援の区分に応じたサービス利用料金に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が利用者の自己負担額となります。
- ◇ 利用者がまだ要介護または要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護または要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。  
「償還払い」となる場合、利用者が介護保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ◇ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

【利用料金の引落日】

- ◇ 前記（1）の利用料金は、1か月分をまとめて翌月16日に自動引落しいたします。

## イ、のサービス

次に記載するサービスは、介護保険の給付対象とならないため、全額利用者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金について》

種 類	内 容	利用料金の支払方法
レクリエーション等	レクリエーション行事を計画します。(参加は任意)	要した費用の実費
洗濯クリーニング	ご希望により業者でのクリーニングも利用できます。	要した費用の実費
理髪等のサービス	理髪店や美容店の出張サービスもあります。	要した費用の実費
日常生活等で必要となった諸経費	衣類等日用品費、また必要に応じたオムツ使用の代金等。	要した費用の実費

### (3) 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「特定施設入居者生活介護サービス計画」または「介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画」(以下、「介護サービス計画等」という。)に定めます。

「介護サービス計画等」の作成及びその変更は次の要領で行います。

- ① 当事業所の計画作成担当者(ケアマネジャー)に介護サービス計画等の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② 計画作成担当者(ケアマネジャー)は、介護サービス計画等の原案について利用者及びその家族等(以下、「利用者等」という。)に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 介護サービス計画等は、要介護または要支援認定有効期間に1回、もしくは利用者等の要請に応じて、変更の必要性等について確認し、必要に応じて利用者等と協議のうえ、介護サービス計画等を変更します。
- ④ 介護サービス計画等が変更された場合には、利用者等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

8. 協力医療機関等

医療機関名	財団法人江原積善会 積善病院 (精神科、神経科、内科、歯科)	電話番号 (0868) 22-3166
住所	〒708-0883 津山市一方 140	
医療機関名	医療法人西下病院 サンククリニック (内科、精神内科、リウマチ科)	電話番号 (0868) 22-5103
住所	〒708-0552 津山市田町 27	

9. 緊急時の対応

利用者に対するサービス提供中に、心身状態の急変が生じた場合その他必要な場合、主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、火災等の災害時は、利用者の生命の安全を確保することを最優先の課題とし、あらゆる災害に対して安全対策を講じるものとします。

10. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、次の専用窓口で受付いたします。

◇ 苦情受付窓口(担当者) 【生活相談員】

◇ 受付時間等

毎週月曜日～金曜日の8:30～17:30の間とします。

◇ 苦情・ご意見箱もロビーに設置していますので、ご利用ください。

(2) 行政機関等の苦情受付窓口

津山市役所 高齢介護課	住所 電話番号	〒708-8501 津山市山北520 (0868) 32-2070
岡山県 国民健康保険団体連合会	住所 電話番号	〒708-0984 岡山市桑田町11-6 (086) 223-8811

### 1.1. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行い、事故の状況や事故に際して執った処置について記録し、賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行います。

### 1.2. 守秘義務・利用者の尊厳に関する対策

事業所及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約時に確認します。利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

### 1.3. 身体拘束の廃止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わない事を約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及び家族に十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等やむを得ない理由について記録します。

### 1.4. 当施設を退所する場合（契約終了）

#### （1）居室の明け渡し

ときわ園利用契約書に定めるところにより、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくこととなりますが、契約終了日までに居室を明け渡さない場合は、契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる所定の料金を支払っていただくこととなります。

#### （2）残置物等の引取り

ときわ園入居契約書により取り扱います。



年 月 日

介護サービス等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

津山市立 養護老人ホーム ときわ園  
【(介護予防) 特定施設入居者生活介護】

説明者： 職名

： 氏名

印

私は本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、介護サービス等の提供開始に同意しました。

利用者： 住所

： 氏名

印

同席者： 住所

： 氏名

印

(利用者との関係 )